



山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業

農山村 × ビジネス

仁保 小鯖 陶 鑄銭司 名田島 秋穂二島 秋穂 徳地 阿東



採択事業には
最大 **600万円**
を助成!!
(補助率2/3)

ビジネスプラン募集

山口市の農山村エリアの地域資源を生かし、課題を解決する。
ビジネスで地域を盛り上げ、好循環を創り出す。
地域を活性化する、ビジネスプラン・アイデアを募集します。

募集開始：令和7年4月1日(火)～

審査委員会：令和7年7月23日(水)開催予定

山口市移住ホームページ「すむ住む山口」

すむ住む山口

検索

<https://www.sumusumuyamaguchi.jp/>

掲載の写真はイメージです。

農山村を活性化する。

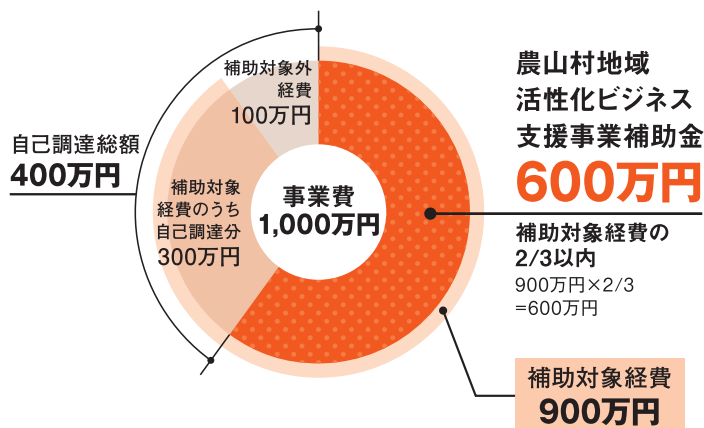
本事業は、山口市の農山村エリア※¹の地域資源を活用し、地域課題の解決や雇用の創出など、地域の活性化を図るビジネスの展開を支援するものです。応募いただいた中から審査の上、優秀な提案を事業認定し、実現のために必要な経費の一部（最大600万円[補助率2/3]*）を助成します。

※¹:仁保、小鮪、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東の各地域

★補助対象者の住所と活動拠点の所在地が同一地域の場合。同一地域でない場合、活動拠点取得費の補助率は1/2になり、補助限度額は500万円になります。

【補助のイメージ(例)】

補助対象者の住所と活動拠点の所在地が同一地域の場合※²の例
補助率2/3以内(限度額600万円※³)



※²:団体にあっては、補助対象事業に従事する構成員の住所と活動拠点の所在地が半数以上同一の地域の場合。※³:補助金額における1,000円未満の端数は切り捨て。

▶ 応募条件について

以下のすべての要件を満たす個人または団体を対象とします。

- ① 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当しないこと。
- ② 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 暴力団などの構成員がいないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的として行う事業でないこと。
- ⑤ 特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業でないこと。
- ⑥ 法律等で活動内容が規定されている事業（医療保険事業、介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業でないこと。
- ⑦ 国等で実施しているほかの補助金等を受けて実施する事業でないこと。
- ⑧ 過去に本補助金の交付を受けたことのある事業の次年度以降の展開における事業でないこと。

●申し込みに関し必要となる費用は申込者の負担となります。●受付期限後における申込書類の差し替え及び再提出は認めません。●申込者が申込書類に虚偽の記載をした場合には申請を無効とします。●申込書類に不備がある場合は受付できません。●申込書類は返却いたしません。

応募方法

募集要領の内容や申込書類の書き方についての相談をお受けします。(電話、Eメール)

- ▶ 審査委員会開催1ヶ月前(令和7年6月23日(月))までに「審査委員会参加意向申出書」をメール等で提出
- ▶ 審査委員会開催2週間前(令和7年7月9日(水))までに「審査委員会参加申込書」及び「添付書類*」を持参または郵送(書留郵便・期限必着)

*添付書類:事業計画書・概算収支予算書・誓約書・その他市長が必要と認める書類
郵送の場合、封筒に「山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業申込書類在中」と朱書き

審査委員会は令和7年7月23日(水)に開催予定です。詳細な日時等については参加申込者に別途通知します。

様式は山口市移住情報ホームページ「すむ住む山口」からダウンロードしてください。

すむ住む山口

検索

【受付・お問い合わせ】 山口市農山村づくり推進課 農山村政策担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 受付時間/8:30~17:15(土日祝日を除く)

TEL:083-934-2778 E-mail:nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

▶ 補助対象について

地域活性化ビジネスを支援します。

地域活性化ビジネスとは、農山村エリアにおける地域の活性化を図る新たな事業又は拡大する事業(当該拡大する部分に限る)のことです。

事業の要件 単に補助対象者の利益にとどまる事業は対象外となります。

- ① 農山村エリアの地域活性化に資すると認められる事業であること(地域課題の解決、雇用の創出、経済波及効果、地域からの協力が得られるなど)。
- ② 農山村エリア内の活動拠点※⁴において行う事業であること。
- ③ 補助対象事業の開始後5年以上継続して当該補助対象事業を実施すること。
- ④ 活動拠点の新築、整備に係る工事は、市内に本店又は支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者が施工するものであること。
- ⑤ 事業計画書及び概算収支予算書について、支援機関(山口県よろず支援拠点、山口商工会議所、山口県央商工会、徳地商工会、産業交流スペースMegriba)に事前相談を2回以上行っていること。

※⁴:活動拠点…地域活性化ビジネスの実施場所(事業所、工場、店舗、事務所等)、生産拠点(原材料、加工品、農林水産物)、サービス提供地域。

対象者 下記の両要件を満たすものとします。

- ① 自らが事業主体となって、地域活性化ビジネスを実施する意志があること。
- ② 社会貢献等の目的を持って地域活性化ビジネスを実施する意志があること。

補助率と補助限度額

補助対象経費	区 分	補助率	補助限度額
活動拠点取得費	補助対象者の住所と活動拠点の所在地が同一地域の場合	2/3以内	300万円
	上記以外の場合	1/2以内	200万円
活動拠点整備費、設備・備品等	補助対象者の住所と活動拠点の所在地が同一地域の場合	2/3以内	300万円
	上記以外の場合		

▶ スケジュール

募集開始:4月1日(火)~

- 1 審査委員会参加意向申出書
令和7年6月23日まで
- 2 審査委員会参加申込
令和7年7月9日まで
- 3 審査委員会・採択決定
令和7年7月23日開催予定
- 4 補助金交付申請
随時
- 5 補助金交付決定・事業開始
随時
- 6 事業完了
令和8年2月28日まで
- 7 実績報告
令和8年3月15日まで
内容確認の上、補助金額を確定
- 8 補助金支払
請求書提出 ※ただし、交付決定後は、事業の遂行上特に必要があると認めた場合に限り、交付決定額を上限とした概算払が可能です。(実績報告後に精算)

